

令和4年5月

保護者の皆様へ

亀山市立神辺小学校  
校長 伊藤 早苗

## 暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報発令時における処置について

このことについて、次のように取り扱いますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 始業（午前8時25分）前に暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令されている場合

⇒児童は登校しない。（自宅待機）

テレビやラジオ等のニュースや天気予報で判断する。

①警報が始業（8時25分）までに解除されたとき

⇒平常授業をする。→給食あり

②警報が午前11時までに解除されたとき

⇒午後登校し、午後の授業をする。→給食なし

③警報が午前11時になっても解除されないとき

⇒当日の授業は中止。（臨時休校）

#### 2. 登校途上において暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令された場合

⇒メール配信でお知らせする。地区委員さんと連絡をとり、速やかに帰宅させます。

#### 3. 始業後に暴風警報・暴風雪警報・気象特別警報が発令された場合

①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。

この場合、状況に応じ保護者や地区委員等と連絡を取り、安全に気をつけ集団で下校させます。

②ただし、安全に下校させることが困難と予想される場合は、一時学校に待機させ安全を確認した後、帰宅させます。

③状況により、保護者の方にお子さんを迎えに来ていただく場合もあります。

### 【注】

(1)警報・注意報は、市町ごとに発表されます。津地方気象台のホームページで確認してください。

(2)警報が発令されていなくても危険が予想される場合は、事故のないよう適切な対応をしてください。

(3)被災等（例：山崩れ・道路や橋の冠水・決壊など）で登校の危険や支障のあるときは、自宅待機させ、その旨を学校へ連絡してください。

(4)メール配信等で連絡させていただく場合があります。